

○地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千四百四十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基盤地図情報が適合すべき規格）</p> <p>第六条 基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 国際標準化機構一九一一八（二〇一一）（地理情報―符号化）</p> <p>十一・十二 （略）</p> <p>十三 国際標準化機構一九一三六（地理情報―地理マーク付け言語）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（基盤地図情報が適合すべき規格）</p> <p>第六条 基盤地図情報を提供しようとする場合の適合すべき規格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 国際標準化機構一九一一八（地理情報―符号化）</p> <p>十一・十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第十号の規格に基づき符号化する場合は、国際標準化機構一九一一八（地理情報―符号化）附属書Aに代えて国際標準化機構一九一三六（地理情報―地理マーク付け言語）を使用できる。</p>